

令和7年5月22日

所沢市長 小野塚 勝 俊 様

所沢市上下水道事業運営審議会
会 長 北 野 大

所沢市水道事業経営計画の改定について（答申）

令和6年4月23日付所水経第10号【諮問第2号】にて諮問がありました標記の件について、審議を重ねた結果、結論に至りましたので、下記のとおり答申いたします。

記

水道は、市民生活や産業活動に欠かせない重要なライフラインの一つであり、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給することが求められております。

所沢市の水道事業においては、平成10年に料金改定を行って以来、消費税率の改定を除き、現行料金を維持し、経営努力による健全経営を継続してきました。

また、令和3年3月には「所沢市水道ビジョン」及び「所沢市水道事業経営計画」を策定し、中長期的な視点で事業推進に努められております。

しかし今後は、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少が見込まれており、加えて、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、県からの受水費用の値上げ、物価高騰等の社会情勢の変化等、費用増大に影響を及ぼす様々な課題に直面しております。

こうした中、計画策定当初からの様々な変化に対応し、健全な事業運営を維持するためには、経営計画の見直しが必要です。現計画では、令和8年度に料金改定を見込んでおりましたが、計画の見直しを行った上で、料金改定の必要性についても改めて検証し、改定が必要と判断された場合には、改定の時期を含め、適正な料金水準及び体系を定める必要があります。

これを受け、所沢市上下水道事業運営審議会は令和6年度から令和7年度にかけて、7回にわたり審議を重ね、様々な意見を集約して結論に至りましたので、次のように答申するものです。

1．審議結果（結論）

所沢市水道事業経営計画改定版（案）の内容は適切であると考えます。

また、計画改定と併せて検討した「料金改定の要否」について、料金改定は必要であり、水道料金改定（案）の内容は適切であると考えます。

2．審議内容と意見集約

（１）所沢市水道事業経営計画の改定について

経営目標

将来にわたって安定した経営を継続できるように、経営目標として定められた「適切な運転資金の確保」、「経常収支比率１００％以上」、「料金回収率１００％以上」、「企業債残高の適正な管理」の考え方は適切であり、それぞれ達成すべき指標であると考えます。

今後も経営目標に沿った進捗管理及び経営状況と事業進捗状況の評価・検証を適切に実施し、必要に応じて料金改定を検討してください。

事業の計画変更

「浄水場整備事業（西部浄水場更新工事）」における更新内容の変更、「水道管整備事業」における大口径管の更新時期の変更と、それに伴う重要給水施設管路を含む小口径管の優先実施の考え方は適切であると考えます。

今後は、変更された計画に基づき、最適な事業推進に努めてください。

投資・財政計画の更新

事業の計画変更に伴う投資時期の修正、令和８年度の県からの受水費用の値上げや物価高騰の影響等をふまえた投資以外の経費及び財源の更新について、適切に実施されていると考えます。

また、財源の一部である工事負担金のうち浄水場等建設費について、今後の水需要の減少傾向を考慮すると、浄水場が新規に建設される可能性は低いため、徴収しないという考え方は適切であると考えます。

（２）料金改定の要否及び水道料金改定（案）について

料金改定時期

更新した投資・財政計画を基に試算を行った結果、現行の料金体系では、令和７年度に経常収支が赤字となり、令和８年度には適切な運転資金が不足することから、料金改定時期は令和８年度からとすることが適切であると考えます。

料金改定率

計画期間内に必要な費用を賄うための料金収入を試算したところ、現行料金では、

約 58 億円の財源不足が生じるため、24.2%の料金改定が必要であるという結果が示されました。

この改定により、経営目標のうち優先順位の高い指標である「適切な運転資金の確保（現金残高 30 億円以上）」と「経常収支比率 100%以上」を、計画期間内に達成できることから、平均改定率 24.2%は適切であると考えます。

なお、経営目標の他の指標である「料金回収率 100%以上」、「企業債残高の適正な管理」については、下水道使用料の改定と時期が重なったことによる使用者負担の軽減を考慮し、段階的な改善を検討する方針についても、適切であると考えます。

基本料金・従量料金の割合

現在の料金体系は、水道使用の有無に関わらず使用者が負担する「基本料金」と、水道の使用量に応じて使用者が負担する「従量料金」で構成される二部料金制となっております。

水道料金で回収すべき経費のうち、施設の維持管理費など固定的にかかる費用については、基本料金で回収することが望ましいとされておりますが、全てを基本料金で回収した場合、水道料金収入に占める基本料金収入の割合は非常に大きくなり、基本料金が高額となってしまいます。

今後、水需要の減少が見込まれることから、水需要の変動に影響を受けづらい料金体系を目指し、県内他団体の状況を鑑みて、水道料金収入に占める基本料金収入の割合を、現行の 20%程度から 35%程度に高める方針が示されましたが、その考え方は適切であると考えます。

また、今後の料金改定の際には、段階的に基本料金収入の割合を高めていくことを、引き続き検討してください。

原価割れ水量区分の改善

現在の料金体系では、口径 25mm以下で使用水量が 40 m³以下の水量区分において、水道料金単価が水道水を作る費用（給水原価）を下回る原価割れが生じております。これまで一定程度の収入が見込まれていた大口使用者の水需要が減少傾向にあることや、原価割れが生じている区分の使用者の割合が増加傾向にあることから、現在の料金体系では、適切な収入の確保が困難になることが見込まれます。

そのため、原価割れしている水量区分の改定率を高め、原価に近づけることで、安定した収入の確保に努めるという考え方は、適切であると考えます。

また、使用者間の不公平感が少なくなるよう、段階的に原価割れの水量区分を解消していくことを引き続き検討してください。

料金緩和措置の導入

基本料金は、使用水量に関わらず発生するため、基本料金の割合を上げると、少量使用者においては急激な負担の増加が懸念されます。

今回の改定に際して、1 m³から5 m³までの区分を新設し、単価をできる限り抑えた1 m³あたり5円（税抜）と設定したことについては、少量使用者に対する料金緩和措置として適切であると考えます。

また、今後の料金改定の際には、適切な料金負担を理解していただけるよう、従量料金の単価設定を十分に検討してください。

3．水道料金改定案

本審議会で審議を重ねた結果を反映した水道料金改定（案）として、別表のとおりとします。

4．附帯意見

今回の水道料金改定においては、下水道使用料の同時改定による使用者負担を考慮し、水道事業経営計画の計画期間内において、経営目標のうち優先順位が高い指標である「適切な運転資金の確保」、「経常収支比率100%以上」を達成する改定率を提示いたしました。

しかしながら、他の指標である「料金回収率100%以上」、「企業債残高の適正な管理」が未達成であることや、計画期間終了後の令和13年度に再び経営状況の悪化が見込まれることから、毎年の進捗管理及び経営状況と事業進捗状況の評価・検証に努めるとともに、定期的に経営計画の見直しを行い、必要に応じて料金改定を検討してください。

また、経営計画に基づいた更新工事の推進を実現するために、将来見込まれる水道施設の更新需要の増大に伴う事業費の増加や、物価高騰等の社会情勢の変化に備え、必要な資金の確保を着実にを行うように努めてください。

5．むすびに

昨今、地震等の災害による長期的な断水や、水道管の老朽化による漏水事故の発生を受け、24時間365日「蛇口をひねれば水が出る」という安定した水道水の供給がいかに重要であるかを、改めて認識しました。

今後も、本審議会による答申をふまえ改定された経営計画に基づき、適正な事業運営に取り組むことで、将来にわたって、安全・安心な水道水の安定供給が持続されることを期待します。

別表

水道料金改定案

1月あたり（税抜）

用途 メーター口径		基本料金	従量料金（1㎡につき）	
			使用水量	料金
一般用	13mm	645円	1㎡から5㎡まで	5円
	20mm	880円	6㎡から10㎡まで	70円
	25mm	1,160円	11㎡から20㎡まで	145円
	30mm	6,255円	21㎡から30㎡まで	195円
	40mm	11,865円	31㎡から50㎡まで	250円
	50mm	18,525円	51㎡から100㎡まで	320円
	75mm	47,670円	101㎡から1,000㎡まで	350円
	100mm	80,940円	1,001㎡から	380円
	150mm	175,545円		
	200mm	372,465円		
公衆浴場用		621円	100㎡まで	37円
			101㎡から	99円
臨時用				380円

新旧使用料比較表（一般用）

1月あたり（税抜）

料金区分	口径/使用水量	現行	改定案	差額
基本料金	13mm	240 円	645 円	405 円
	20mm	420 円	880 円	460 円
	25mm	580 円	1,160 円	580 円
	30mm	4,170 円	6,255 円	2,085 円
	40mm	7,910 円	11,865 円	3,955 円
	50mm	12,350 円	18,525 円	6,175 円
	75mm	31,780 円	47,670 円	15,890 円
	100mm	53,960 円	80,940 円	26,980 円
	150mm	117,030 円	175,545 円	58,515 円
	200mm	248,310 円	372,465 円	124,155 円
従量料金 （1 m ³ につき）	1 m ³ から 5 m ³ まで	60 円	5 円	-55 円
	6 m ³ から 10 m ³ まで	60 円	70 円	10 円
	11 m ³ から 20 m ³ まで	110 円	145 円	35 円
	21 m ³ から 30 m ³ まで	150 円	195 円	45 円
	31 m ³ から 50 m ³ まで	220 円	250 円	30 円
	51 m ³ から 100 m ³ まで	290 円	320 円	30 円
	101 m ³ から 1,000 m ³ まで	320 円	350 円	30 円
	1,001 m ³ から	350 円	380 円	30 円